

3 委託業務編

第1章 測量業務

第1. 配水管工事測量業務

1. 適用範囲

配水管工事に係る測量業務は、本節及び「第1編第1章第2. 工事費の積算 1. 直接工事費 5. 諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」（令和5年度版）による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格を採用すること。

第2章 設 計 業 務

第1．配水管工事設計業務

1. 適用範囲

配水管工事に係る設計業務は、本節及び「第1編第1章第2工事費の積算 1. 直接工事費 5. 諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、「水道事業実務必携」による。

なお、見積りにより単価（歩掛）を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格（歩掛）を採用すること。

2. 数量計算システムの使用における適用基準

配水管工事に係る設計業務委託において、数量計算システムの使用料が発生する場合に次表のとおり計上する。

表2-1 数量計算システム費

(1式当り)

工 種	単位	数量	摘 要
数量計算システム費	業務	1	直接経費として計上 「管路資材等価格調査報告書」参照